

国立大学法人滋賀医科大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については本学役員給与規程により「その者の在職期間における業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる」としているが、平成21年度については、経営協議会において業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成21年人事院勧告に準拠して平成21年度の期末特別手当の支給月数を6月期にあつては0.15月数、12月期にあつては0.10月数をそれぞれ引き下げた。また、基本給月額については、平成21年12月1日付けで0.3%引き下げた。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

平成21年人事院勧告に準拠して日給額について平成21年12月1日付けで0.3%引き下げを行ったが、平成18年3月31日に受けていた額を平成21年度も保証して支給した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,235	千円 11,916	千円 4,645	千円 596 (地域手当) 78 (通勤手当)			
理事A	千円 14,715	千円 10,104	千円 3,939	千円 505 (地域手当) 167 (通勤手当)			
理事B	千円 14,626	千円 10,104	千円 3,939	千円 505 (地域手当) 78 (通勤手当)			
理事C	千円 17,157	千円 11,843	千円 4,617	千円 592 (地域手当) 105 (通勤手当)			
理事D	千円 11,307	千円 7,810	千円 3,056	千円 392 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月30日	◇
監事A	千円 12,731	千円 8,728	千円 3,403	千円 436 (地域手当) 164 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			

監事B (非常勤)	1,840	1,840	0	0 ()		
--------------	-------	-------	---	-------	--	--

注1：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2：「前職」欄の「◇」は、役員出向者（独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職する者）であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長					—	該当者なし	
理事					—	該当者なし	
監事					—	該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置を行うとともに、経営収益に見合った人件費の設定を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合させるため、人事院勧告を受けて決定される国家公務員の給与水準を十分に考慮することとしている。また、他の国立大学法人の給与水準も参考とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の成績率の判定及び昇給、昇格の実施にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則、職員が昇給日(1月1日)前の1年間において良好以上の成績で勤務したとき、その勤務成績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。昇給の号俸数は、良好な成績で勤務した職員の号俸数を3号俸とし、極めて良好な成績で勤務した者の号俸数は、7号俸以上とする。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、かつ当法人が定める昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

I. 平成21年6月1日付け給与等の改正

・臨時の人事院勧告に準拠して平成21年度6月期の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率を引き下げた。

(1) 期末手当の支給割合の改定について

平成21年度6月期

一般職員100分の140 → 100分の125

特定幹部職員100分の120 → 100分の110

再雇用職員100分の75 → 100分の70

再雇用特定幹部職員100分の65 → 100分の60

(2) 勤勉手当の成績率の改定について

平成21年度6月期 100分の75 → 100分の70

II. 平成21年12月1日付け給与等の改正

・平成21年人事院勧告に準拠して基本給月額等を改定した。

(1) 若年層(1級～3級の一部)を除いて、全ての基本給表を0.2～0.3%引き下げた。

(例) 一般職(一) 基本給表4級1号俸 262,300円 → 261,900円

(2) 住居手当の改定

自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給)月額2,500円を廃止

(3) 期末手当の支給割合の改定について

平成21年度12月期

一般職員100分の160 → 100分の150

特定幹部職員100分の140 → 100分の130

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 838	歳 40.0	千円 5,842	千円 4,359	千円 81	千円 1,483
事務・技術	人 140	歳 47.1	千円 5,997	千円 4,464	千円 123	千円 1,533
教育職種 (大学教員)	人 251	歳 46.7	千円 7,957	千円 5,932	千円 91	千円 2,025
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 352	歳 31.5	千円 4,291	千円 3,212	千円 42	千円 1,079
技能・労務職種	人 22	歳 52	千円 5,429	千円 4,059	千円 136	千円 1,370
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳				
医療職種 (医療技術職員)	人 71	歳 43.7	千円 5,827	千円 4,339	千円 127	千円 1,488
その他の医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 173	歳 31.4	千円 3,191	千円 3,007	千円 72	千円 184
事務・技術	人 5	歳 40.9	千円 3,177	千円 2,375	千円 186	千円 802
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 47	千円 3,960	千円 2,916	千円 112	千円 1,044
医療職種 (病院医師)	人 140	歳 29.8	千円 3,043	千円 3,043	千円 59	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 8	歳 42.5	千円 4,647	千円 3,423	千円 36	千円 1,224
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医療技術職員)	人 12	歳 29.5	千円 3,415	千円 2,600	千円 190	千円 815
その他の医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員のうち医療職種（病院医師）については、該当者がいない。

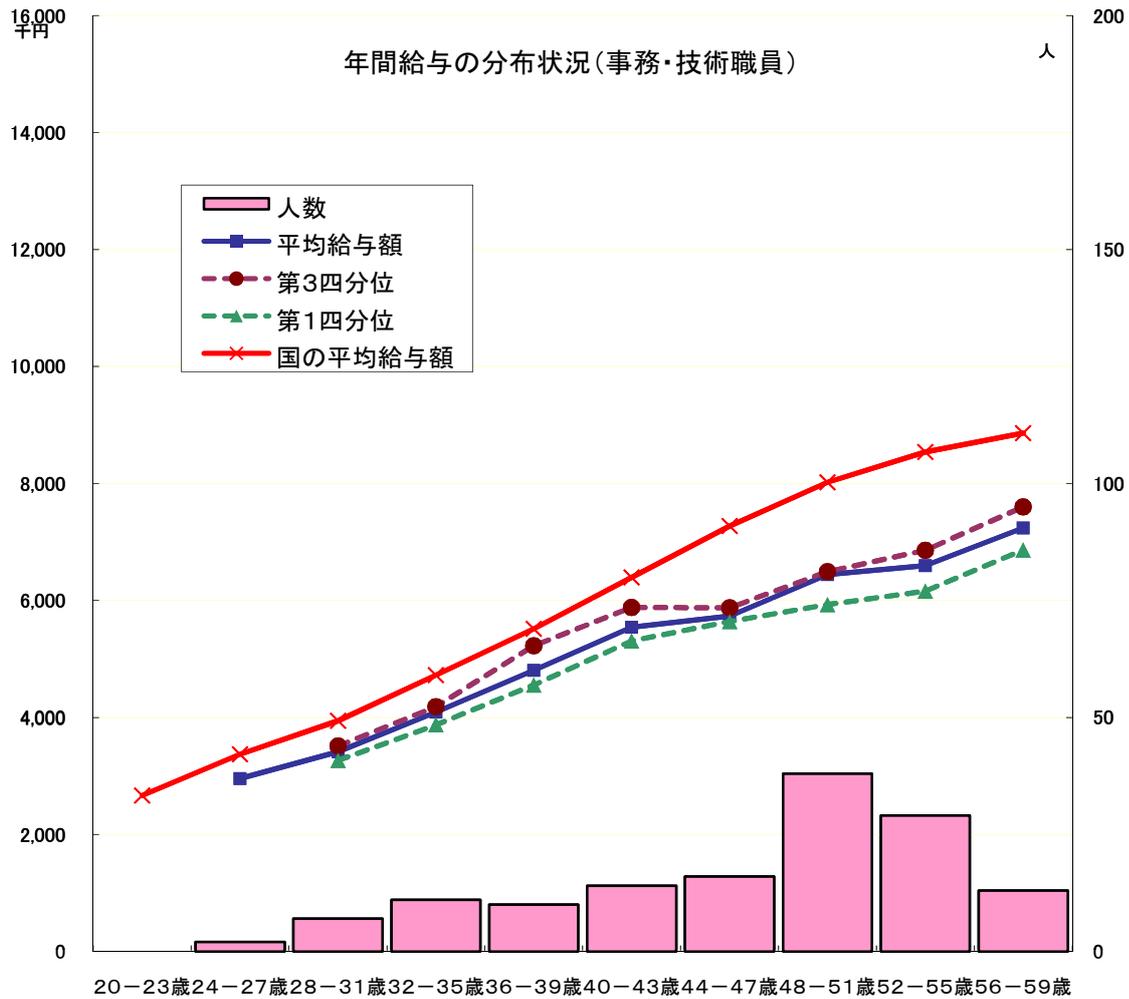
注3：在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいない。

注4：技能・労務職種とは、自動車運転手、ボイラ技士、電工、調理師、実験助手、医療機器操作員をいう。

注5：非常勤職員の寄附講座教員とは、民間等からの外部資金により設置された講座等へ特別に招へいし、雇用した教員をいう。

注6：常勤職員の教育職種（外国人教師等）、その他の医療職種（看護師）及び非常勤職員の技能・労務職種、寄附講座については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

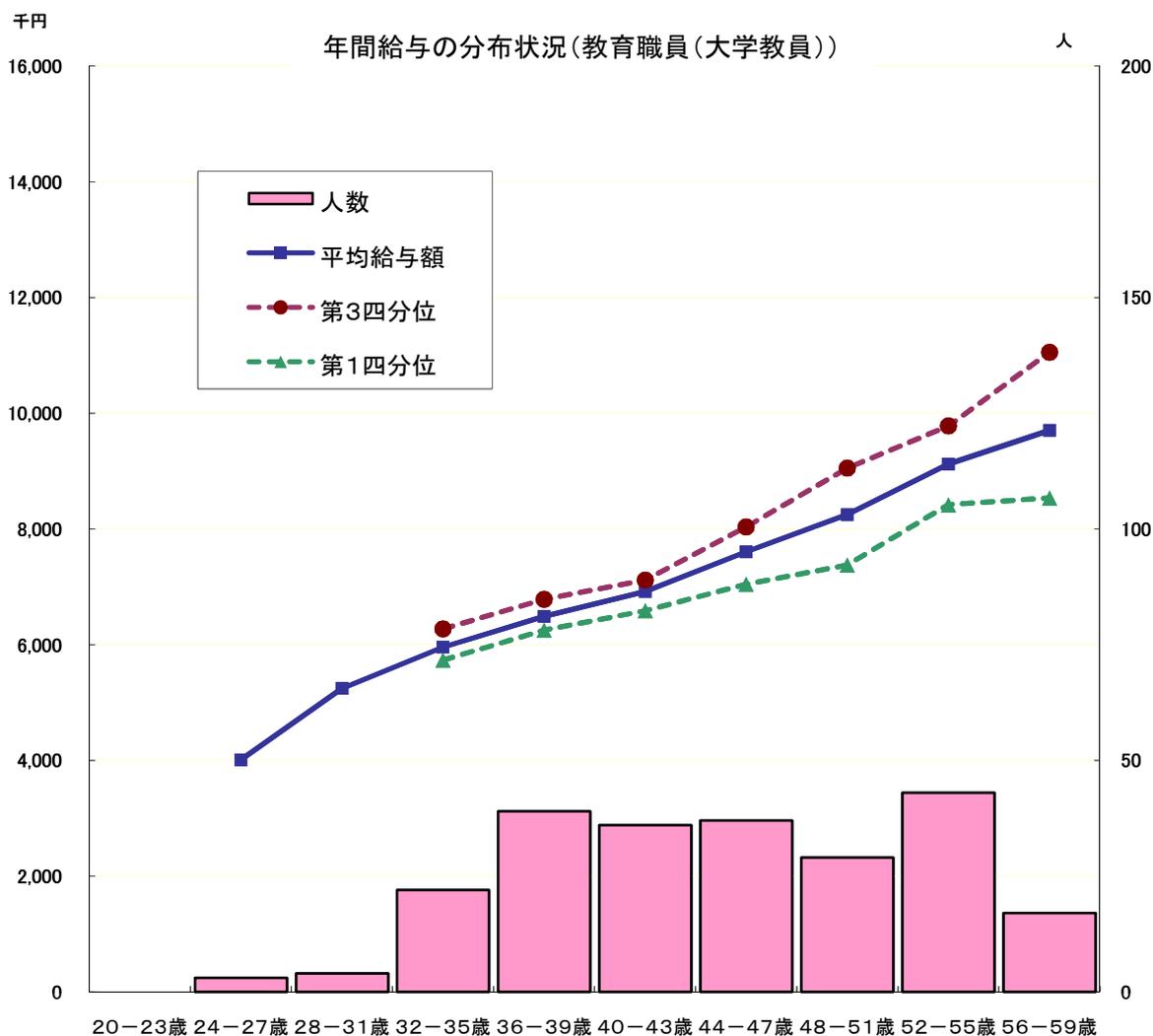


注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	12	53.2	7,677	8,329	8,749
課長補佐	13	56.0	6,567	6,927	7,151
係長	56	50.5	5,886	6,211	6,494
主任	37	44.2	5,176	5,417	5,873
係員	22	34.7	3,287	3,823	4,185

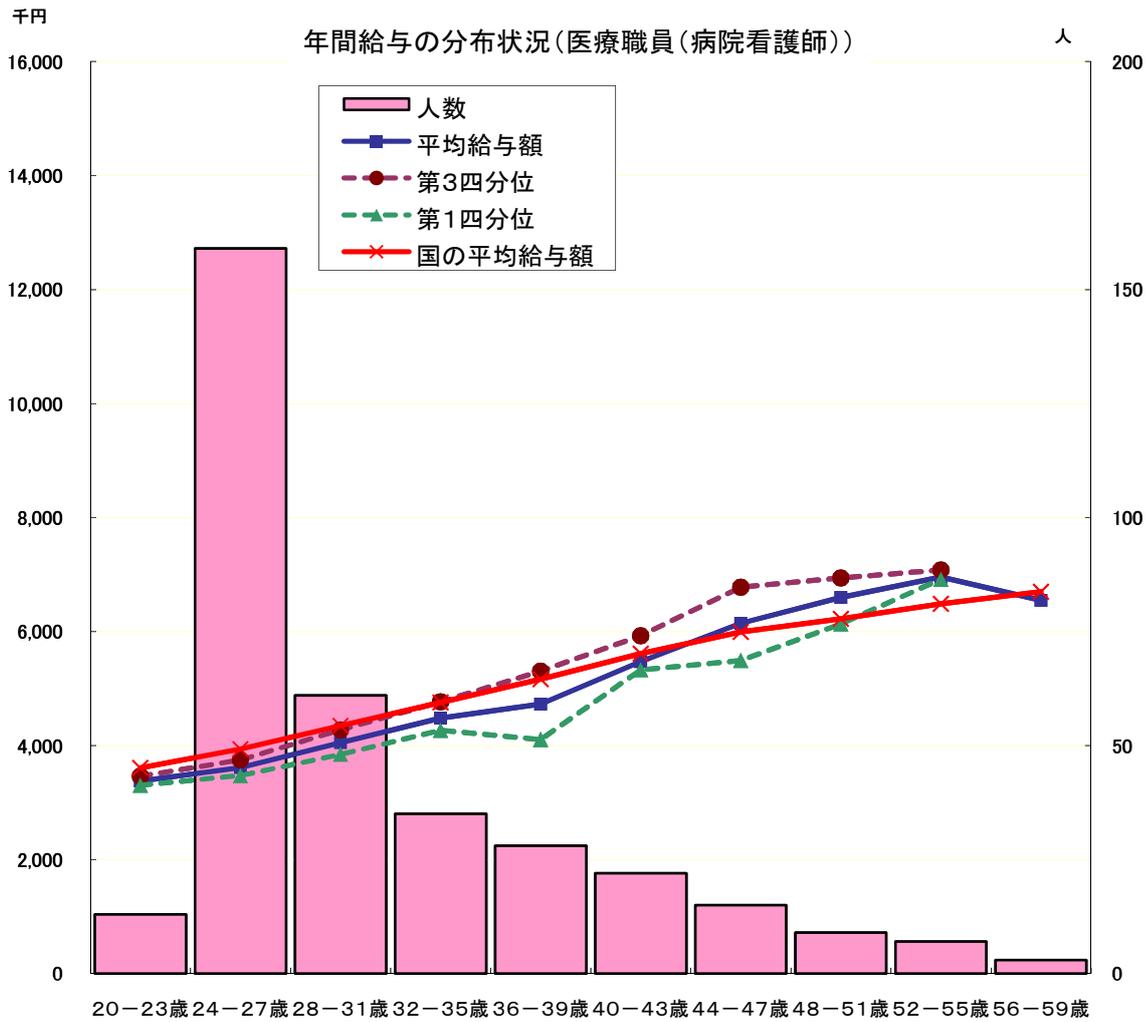
注1：「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「専門員」を含み、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	53	57.3	9,817	10,510	11,275
准教授	36	52.0	8,180	8,771	9,471
講師	35	46.5	7,534	7,919	8,522
助教	120	40.7	6,268	6,555	6,981
助手	7	42.9	4,366	5,372	6,086



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—	—	—	—
副看護部長	4	48.5	—	—	7,006	—	—
看護師長	22	45.5	5,853	6,285	6,285	6,916	6,916
副看護師長	39	40.0	4,767	5,412	5,412	5,925	5,925
看護師	286	29.0	3,478	3,876	3,876	4,031	4,031

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	部長	部長	部長 課長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	人 140	人 該当者なし ()%	人 該当者なし ()%	人 該当者なし	人 該当者なし ()%	人 6 (4.3%)	人 11 (7.9%)
年齢(最高 ～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 54 }	歳 59 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,162 }	千円 6,305 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 9,616 }	千円 8,241 }
						千円 8,447	千円 6,861

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	人 (140)	人 21 (15.0%)	人 77 (55.0%)	人 17 (12.1%)	人 8 (5.7%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59 }	歳 55 }	歳 51 }	歳 55 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 5,706 }	千円 5,003 }	千円 3,843 }	千円 2,690 }
		千円 4,573	千円 3,368	千円 2,550	千円 2,196
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 7,926 }	千円 6,735 }	千円 5,152 }	千円 3,512 }
		千円 6,250	千円 4,554	千円 3,449	千円 2,939

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	251人	該当者なし (%)	53 (21.1%)	36 (14.3%)	35 (13.9%)	127 (50.6%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		}	64 46	63 39	56 35	59 26	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	9,185 5,668	7,269 4,665	6,716 3,853	5,832 2,670	}
年間給与額(最高～最低)		}	12,533 7,883	9,982 6,638	9,060 5,279	7,685 3,598	}

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師
人員 (割合)	352人	該当者なし (%)	1 (0.3%)	4 (1.1%)	20 (5.7%)	41 (11.6%)	286 (81.3%)
年齢(最高～最低)		}	}	52 45	59 36	55 29	59 23
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	5,163 4,902	5,177 3,957	5,217 3,108	4,734 2,470
年間給与額(最高～最低)		}	}	7,103 6,780	7,140 5,307	7,080 4,159	6,350 3,306

区分	計	1級
標準的な職位		准看護師
人員 (割合)	(352)人	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}
所定内給与年額(最高～最低)		}
年間給与額(最高～最低)		}

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～最低」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 69.2	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 30.8	% 32.5
	最高～最低	% 37.5～33.0	% 32.8～29.2	% 33.8～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 68.9	% 67
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 31.1	% 33
	最高～最低	% 39.9～32.7	% 37.8～28.6	% 36.5～30.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.9	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.1	% 33.7
	最高～最低	% 37.7～34.3	% 33.5～30.3	% 35.5～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65	% 69.1	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35	% 30.9	% 32.8
	最高～最低	% 42.1～32.1	% 37.8～28.3	% 37.4～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.2	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 31.8	% 33.8
	最高～最低	% 42.1～31.6	% 37.8～27.8	% 39.8～29.5

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.0
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	95.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	91.6
------------------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	99.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.0	
	参考	地域勘案 82.7
		学歴勘案 81.4
		地域・学歴勘案 82.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.0% (国からの財政支出額 6,747,121,000円、支出予算の総額 26,926,950,000円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円未満であり、支出予算の総額に占める国の財政支出の割合も50%未満である。 また、対国家公務員指数も100未満であり、累積欠損額も0円であることから、給与水準は適切である。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 本学の事務・技術職員の給与水準は適切であり、今後も引き続き適切な給与水準の維持に務める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 94.4		
	参考	地域勘案	92.5
		学歴勘案	94.1
		地域・学歴勘案	92.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.0% (国からの財政支出額 6,747,121,000円、支出予算の総額 26,926,950,000円:平成21年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円未満であり、支出予算の総額に占める国の財政支出の割合も50%未満である。 また、対国家公務員指数も100未満であり、累積欠損額も0円であることから、給与水準は適切である。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	本学の医療職員(病院看護師)の給与水準は適切であり、今後も引き続き適切な給与水準の維持に務める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度
の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,907,509	5,997,654	△ 90,145	(△ 1.50)	△ 309,233	(△ 4.97)
退職手当支給額 (B)	366,382	393,986	△ 27,604	(△ 7.01)	△ 47,667	(△ 11.51)
非常勤役職員等給与 (C)	2,947,251	2,597,752	349,499	(13.45)	1,843,204	(166.95)
福利厚生費 (D)	1,043,280	1,021,222	22,058	(2.16)	148,363	(16.58)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,264,422	10,010,614	253,808	(2.54)	1,634,667	(18.94)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額 平成20年度末の定年退職者の後任が若い年齢層及び非常勤職員(時間給雇用)になったことに伴う給与支給額の減少(事務系職員)
平成20年度末の定年退職教授等の選考期間中不在に伴う給与支給額の減少(教員)
 - ・退職手当支給額 定年退職等の長期在職期間を有する者の減(16人→14人)
 - ・非常勤役職員等給与 医師, 看護師, 病院非常勤職員の増員による増(285,186千円)
 - ・福利厚生費 非常勤教職員の増に伴う法定福利費の増(18,173千円),
医療従事職員の増に伴う被服費の増(1,047千円)等
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況
- ① 中期目標における人件費削減の取組状況
総人件費改革の実行計画に取り組むため、経営担当理事の下にタスクフォースを立ち上げ、実施期間(18年度～22年度)に係る実行計画表を作成し、人件費削減の取り組みを行う。
 - ② 中期計画における人件費削減の取組状況
大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置、需要に適合した人員配置を行い、教育・研究・診療の効率化を図るとともに経営収益に見合った人件費の設定を行い、事務の効率化及び合理化に取り組む。また、業務内容等(経営効率、人事管理等)を分析・検討を行い、段階的にアウトソーシングの拡大を図り、平成18年度については0.3%の削減に取り組んだ。平成22年度までに5%以上の人件費削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,346,114	6,120,279	6,120,922	5,997,654	5,907,509
人件費削減率 (%)		△ 3.6	△ 3.5	△ 5.5	△ 6.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.6	△ 4.2	△ 6.2	△ 5.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし